

令和7年度 京都市立神川小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義づけられる。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童の立場に立って行うものである。

平成25年子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法が制定された。京都市においても、この法の制定を受け、「京都市いじめの防止等に関する条例」が平成26年に制定され、翌27年1月には、その条例の規定に基づき、いじめの防止等に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図るために、「京都市いじめの防止等取組指針(取組指針)」が策定された。

平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や京都市の現状を踏まえ、本市では、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、取組指針の改定が行われた。

本方針は、そうした改定内容を踏まえ、子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、京都市立神川小学校の全ての児童が安心して生活し、学ぶことができる環境を構築することができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関わる問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭・地域が連携し、いじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員（職名または校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・各学年生徒指導部委員・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

(2) 役割

【未然防止】

・いじめ未然防止・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

・いじめの情報や児童の問題行動等にかかる情報の収集と記録、共有を行う役割

・上記にかかる情報があった時には、情報の迅速な共有、アンケート調査や聞き取り調査等により、事

実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

・いじめを受けた児童に対する支援・いじめを行った児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

【取組の検証等】

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等にかかる校内研修を企画し、計画的に実施する役割

・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む)

【役割等の周知】

・いじめ対策委員会の役割や構成員等の、児童や保護者・地域等への周知

(3) 開催時期

定例委員会は、毎月1回開催。(緊急対応の場合は、この限りではない。)

(4) 児童・保護者への周知方法

- ・憲法月間の朝会の際に、児童にいじめ防止の話をし、いじめ対策委員の紹介をする。児童には、担任だけでなく相談しやすい教職員に相談すればよいことを伝える。
- ・保護者には、最初の懇談会の際に、学校いじめ防止基本方針やいじめ対策委員について周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

① 学習環境の整備

- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・「学級だより」にいじめや命にかかる「コラム」を載せる。
- ・向日町警察署のスクールサポーター等による非行防止教室や携帯・スマホ教室・薬物乱用防止教室を実施する。

② 授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

③ 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・年間に5回計画されている授業参観で、人権や命の大切さ等を題材とした「道徳」を1度は実施し、保護者に理解や協力を求める。

④ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や、校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（神川スポーツフェスティバル等）を通して人間関係づくりを行う。

⑤ 児童同士の絆づくり

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己肯定感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権月間の際、人権標語・スローガンを作成する。
- ・「たてわり活動」をはじめ、異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

① 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、生徒指導研修会等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

② 児童生徒に対する定期的な調査

- ・児童によるアンケート（記名式）を年に2回（1学期と2学期）行い、「いじめ」の兆候の早期実態把握に努める。また、聞き取りを行い、対応する。
- ・4年生以上の学年で、クラスマネジメントシートを年2回行い、「いじめ」の実態把握と児童理解に努め、学級経営の見直しを図る。

③ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・生徒指導研修会や職員会議等を通して、調査の結果や検証・考察、課題などを共有する。
- ・担任教員がいじめを抱え込まないように、風通しの良い職場づくりに努める。

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けた時は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

※別紙参照<いじめ事案に対する組織的な対応の流れ>

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ教室」を実施する。
- ・情報モラルに関する学級活動を強化する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

④ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと等を、面談等で確認し、解消判断は個人ではなくいじめ対策委員会で行う。
- ・校外など周りから見えないところで続いている、態様を変えて行われていたりするがあるので、継続して見守る。
- ・配慮の必要な児童の進学や転学に際し、学校間において必要な情報が適切に引き継がれ、共有されるように措置する。小中学校においては、小学校の人間関係が中学校においても継続されることから小中連携の観点からの情報共有等の措置や共同した取組を行う必要がある。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

① 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

② 研修の時期・内容等

- ・生徒指導研修会時に実施する。
- ・内容は、「京都市立神川小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」
- ・各月のいじめ対策委員会
- ・4、5、8、10、2月に生徒指導研修を実施。

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・「京都市立神川小学校いじめ防止基本方針」をホームページで発信し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・京都市立神川小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「京都市立神川小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める場である、家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・日頃からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告する。また、事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、

京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。さらに、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚した時の対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、以下の場合である。

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

加えて、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があった時は、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（案）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導校内研修会①及び職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム P D C A サイクルの確認と共有」 ・神川小学校の約束の検討・共通理解 ・いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・入学式 ・学級開き ・始業式での学校長の講話 ・「目指す子ども像実現に向けて」 ・「あいさつ運動」強化週間 ・町別児童会 ・授業参観懇談会 ・支部主任会 ・委員会 ・個人懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果等を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観① ・学級懇談会①の中で保護者への啓発、「いじめ対策委員」の紹介 ・家庭訪問
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気になる事象の確認」 ・生徒指導校内研修会② 「確かな児童理解」 「いじめ等、気になる事象の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・憲法月間の講話の中で、きまりを守ることやいじめの問題についての話。 ・休日参観 ・「情報モラル」を公開 ・「いじめ対策委員」の紹介。 ・児童会本部委員からの提言 ・縦割り活動の結団式 ・1年生を迎える会 ・縦割り活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・憲法月間「学校だより」で啓発 ・学校運営協議会で説明① ・休日参観（情報モラル授業公開）

		<ul style="list-style-type: none"> ・委員会 ・個人懇談会 <p>【4年・6年・大空】</p> <p>非行防止教室</p> <p>【6年】情報モラル教室</p>		
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会③ 「記名式アンケートの結果、教育相談の結果の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳「思いやり」「生命尊重」等の教材を参観時に活用 ・縦割り遊び 1 <p>委員会</p> <p>【5年・大空】花背山の家</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 	<ul style="list-style-type: none"> ・おはよう声かけ運動（1回目） ・地生連で講演会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 ・夏休みのくらしの提案 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業前に、命の尊さやより良い仲間づくり等についての話 ・縦割り遊び 2 <p>委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町別児童会 ・個人懇談会 <p>【4年】モノづくりの殿堂</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施②（4~6年）、学年集約と共有 ・教育相談週間（個別面談）① 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・京キッズ会議への参加（児童会本部委員2名）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（児童理解といじめ未然防止）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① P D C Aサイクル」 ・生徒指導校内夏季研修会③ 「いじめ」に特化した研修 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① P D C Aサイクル」 ・小中合同教職員研修（4校合同） 「いじめについて情報共有と連携」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強化週間 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発 参観、懇談 ・縦割り遊び 3 <p>委員会</p> <p>【3年】社会科見学</p> <p>【4・6年・大空】</p> <p>科学センター学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施③（4~6年）、学年集約と共有 ・学校評価の実施① 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観② ・学級懇談会②の中で保護者啓発 ・おはよう声かけ運動（2回目）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導校内研修会④ 「確かな児童理解と個や集団を高める取組」 ・いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・職員会 「学校評価の結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神川スポーツフェスティバル ・委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価②

11	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会に向けて」 ・「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り遊び 4 ・委員会 <p>【1年】遠足</p> <p>【2年】遠足</p> <p>【6年】修学旅行 薬物乱用教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観③
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② P D C Aサイクル」 ・生徒指導校内研修会⑤ 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② P D C Aサイクル」 ・冬休みのくらしの提案 ・人権月間の取組 ・「クラスマネジメントシートの結果」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・校長の講話「いじめの未然防止と撲滅に向けて」 ・児童会本部委員からのいじめ防止に向けた提言 ・人権標語の作成と発表 ・町別児童会 ・個人懇談会 ・委員会 <p>【6年】小中連携①</p> <p>【4年】社会科見学</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施④ (4~6年)、学年集約と共有 ・教育相談週間（個別面談）② 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「9月~12月いじめ事案の経過」 ・授業を伴う人権学習研修会 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強化週間 ・縦割り遊び <p>【5年】ケータイ教室</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で広報
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② ・生徒指導校内研修会⑥（年間反省） 「児童の変容、本年度のまとめ」 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品展（図工展） ・縦割り給食 ・委員会 <p>【6年】小中連携②</p> <p>【大空】小さな巨匠展</p> <p>【6年】社会科見学</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施⑤ (4~6年)、学年集約と共有 ・学校評価の実施② 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年生半日入学保護者説明会 ・家庭地域教育学級で講演会 ・おはよう声かけ運動（3回目） ・授業参観④ ・学級懇談会③の中で保護者啓発
3	<ul style="list-style-type: none"> ・春休みのくらしの提案 ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ P D C Aサイクル」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ P D C Aサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・町別児童会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価③

年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(P D C A サイクル 8月・12月・3月)
- ・ 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で隨時行い情報等を共有する。

別紙 くいじめ事案に対する組織的な対応の流れ>

